

韓国における「移住」をめぐる 課題と対応

ー国家、市民社会、そして移住労働者ー

(公財) 日本国際交流センター

李 恵珍 (イ ヘジン)

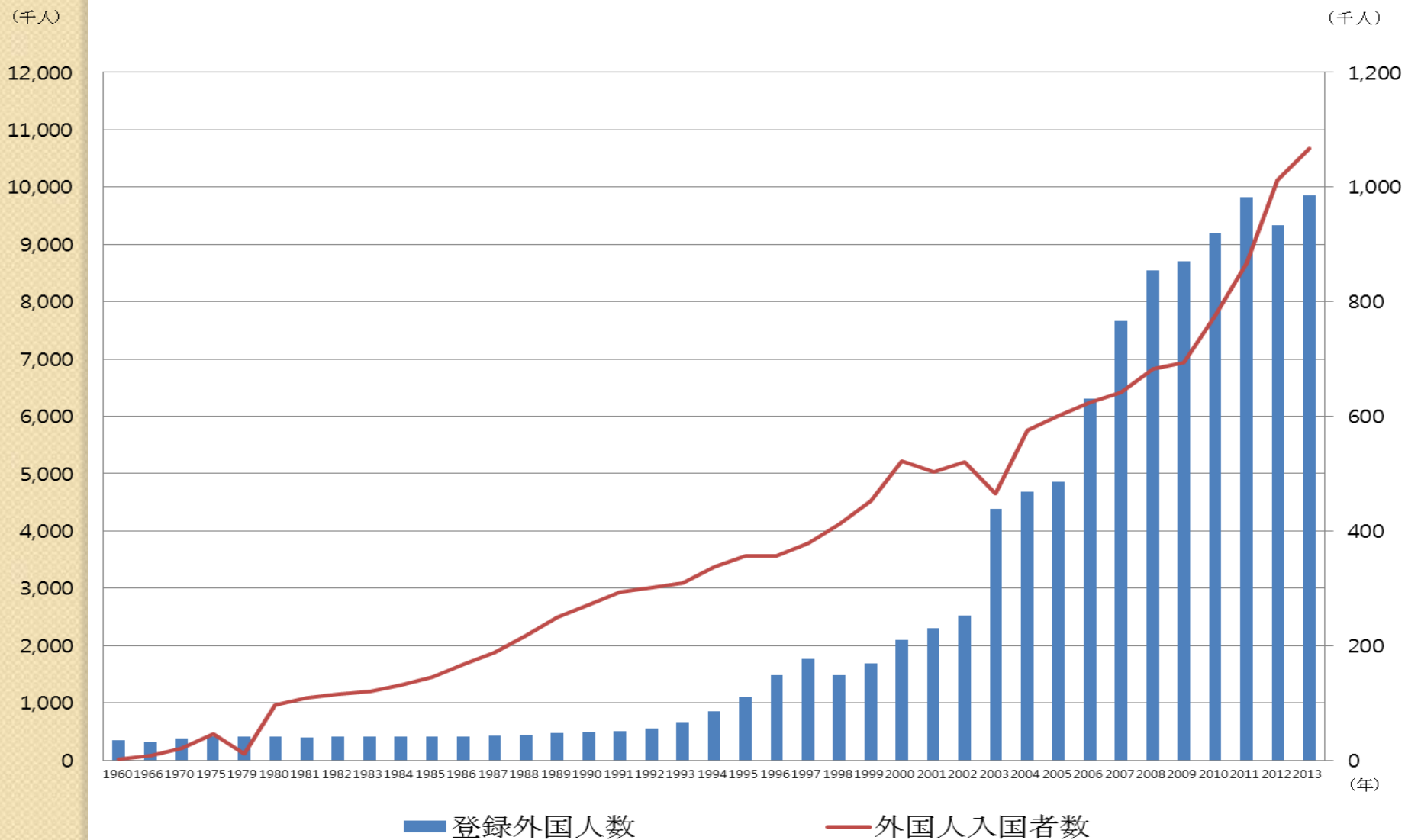
hjlee@jcie.or.jp



韓国における

移住労働者政策の概観

—産業研修制度から雇用許可制度へ—



＜韓国における外国人入国者及び登録外国人の推移＞

年	就労可能な在留資格（総数/有効な在留資格を持たない者）				留学	居住資格者	非正規滞在者	在留外国人 総数
	専門分野	非専門分野						
	専門技術	非専門就業	訪問就業	産業研修				
1987	2,192	-	-	-	655	29,233	-	42,810
1992	3,395(56)	-	-	4,945(57)	982(19)	28,399	65,528	55,832
1994	5,265(241)	-	-	28,328(3,100)	1,270(66)	28,160	104,335	81,824
1997	14,655(1,050)	-	-	90,369(28,953)	2,389(159)	30,486	148,048	267,849
2000	15,634(699)	-	-	77,448(39,803)	4,015(155)	30,268	188,995	481,611
2003	22,431(2,058)	166,962(236)	-	103,056(49,078)	9,705(519)	44,416	138,056	678,687
2007	34,538(2,170)	184,222(43,588)	228,686(238)	25,903(19,604)	41,780(4,087)	110,362	223,464	1,066,273
2011	47,774(3,044)	234,295(45,105)	303,368(3,658)	-	68,039(4,216)	144,681	167,780	1,395,077
2013	50,166(4,787)	246,695(55,058)	240,178(6,263)	-	60,466(2,644)	150,865	183,106	1,576,034

＜韓国における在留資格別移住者の推移＞

◆外国人産業研修制度

- 1980年代半ば以降：深刻な人手不足
- 1980年代後半：建設業・中小零細製造業に就労する
アジア出身の非正規滞在労働者の急増
- 1994年：「外国人産業研修制度」の創設
⇒「研修生は労働者ではない」

◆外国人産業研修制度の矛盾と、その帰結

- 国際貢献という建前と、産業界が必要とする非熟練労働者の受け入れルートとして活用される実態の乖離
- 「研修≠就労、研修生≠労働者」という制度解釈
⇒外国人産業研修生を権利保障・保護から排除
- 外出制限、パスポートの取り上げ、暴行、極めて低い研修手当、不正・高額の手数料の問題
⇒多数の研修生の失踪と、制度矛盾の社会問題化

◆外国人労働者政策の大転換

- ・「外国人労働者」を受け入れる労働政策として雇用許可制度を導入
 - ：「外国人労働者の雇用等に関する法律」（2004年8月施行）
 - ：2007年に産業研修制度の廃止により、雇用許可制に一元化
- 外国人を、国内の労働力が不足する分野において合法、かつ透明性をもって受け入れる制度の整備

◆雇用許可制度の特徴

- ・国内労働市場の補完性
 - ：就業可能な業種や受け入れ人数等の制限（クォーター制）
 - ：使用者には「内国人の求人努力」、外国人には「職場移動の制限」
- ・差別禁止に基づく移住労働者の権利保障
 - ：労働関係法などを韓国人労働者と同等に適用、各種保険への加入義務
- ・透明性の確保（政府間の覚書（MOU）締結）
 - ：政府および公共部門による送り出し・受け入れ過程の直接管理
- ・ローテーション原則
 - ：一定期間の在留・就労後、必ず帰国させるローテーション原則
 - ：就業期間中の家族の同伴・呼び寄せの禁止

◆雇用許可制の成果と課題

• 成果

- ：送り出し・受け入れ不正やブロッカー問題の改善
- ：移住労働者の権利保護の強化
- ：移住労働者のキャリア形成・開発の支援

• 課題

- ：制度要件の緩和と、使用者・移住労働者の負担軽減の動き
(就業活動期間の延長と再入国期間の短縮、受け入れ業種、規模等の拡大、
当事者間の合意に基づく雇用契約期間の設定、事業所変更にかかわる制限緩和等)

→移住労働者定住化防止原則の堅持、社会統合政策からの排除

➡職場や日常生活における問題、自らの権利主張における限界



移住労働者支援団体と

移住労働者

—新たな戦略とその課題—

◆移住労働者支援活動・運動の形成と発展

- 1990年代初め：移住労働者の流入と、移住労働者に対する賃金不払い、暴行、労災等の増加
 - ➡ソウル・首都圏を中心に、移住労働者を対象とした労働相談、福祉サービスを提供する市民社会団体（移住労働者支援団体）の登場
- 1990年代半ば：ネパール人産業研修生13人による座り込みデモ（1995年）
 - ➡「外国人産業技術研修生の人権保障のための共同対策委員会」の結成（38団体）。産業研修制度の廃止と、新たな移住労働者受け入れ制度の導入を要求
- 2000年代前半：政府と国会に対するロビイング、「労働許可制」と軸とする「外国人労働者保護法」の市民法案の提案、世論喚起のためのキャンペーンといった法制度改正が活動・運動の中心

◆移住労働者支援団体における新たな取り組み

- 移住労働者支援団体内部からの問題提起
 - ：韓国人中心、「労働移住」を韓国の国内問題として捉える現状
 - ➡「ソウル・京畿・仁川移住労働者労働組合」（2005年）の結成
- 移住労組の活動
 - ：韓国の労働組合・労働者に対する働きかけ
 - ：韓国の市民社会団体との移住者問題を越えたより開かれた連帯活動
 - ：他の移住労働者のエンパワーメントに向けた帰還した元組合員、活動家による相談、学習活動
 - ：送り出し市民社会団体と韓国の市民社会団体の連携活動の促進
 - ➡移住労働者のエンパワーメントの向上、韓国社会の政策議論への参加、市民社会活動の経験が作り出す移住プロセスへの取り組み

◆ 「人の移動」における新たな課題と、チャンス

- 韓国国内における移住労働者政策の整備と、支援体制の強化
 - ➡ 政府と市民社会団体の協力関係の構築、
移住労働者の権利擁護や、エンパワーメントに向けた制度的
枠組みが活用できるチャンスの拡大
- 韓国政府と送り出し国政府との連携の強化
 - ➡ 市民社会団体の活動においても、トランスナショナルな連携に
向けた取り組みの強化の必要性



ご清聴ありがとうございました